

令和8年度伊丹市地域密着型サービス事業者
公募要領

令和8年8月

伊丹市

（健康福祉部 地域福祉室 介護保険課）

令和8年度伊丹市地域密着型サービス事業者公募要領

1. 募集概要

「地域密着型サービス」は、高齢者の方々が介護の必要な状態になっても、引き続き住み慣れた地域の中で生活を継続できるようにするために設けられたサービスで、伊丹市では「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第9期）」に基づき、基盤整備を進めていくこととしています。

地域に密着した施設運営を行うために、また伊丹市地域介護拠点整備補助金の交付対象者の要件を満たす事業者を公正かつ公平に選定するために、地域密着型サービスを整備・開設する「指定候補事業者」の募集を行います。

なお、選定された指定候補事業者の中で、補助金を希望する事業に対しては、「兵庫県地域介護拠点整備補助金」を活用した支援を予定しています。（詳細については、「13. 施設整備等に対する補助金」をご覧ください。）

2. 公募する施設種別・施設数／併設施設等

（1）小規模多機能型居宅介護又は看護小規模多機能型居宅介護

・・・3施設（登録定員29人／1施設）

（2）地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（小規模特別養護老人ホーム）

・・・1施設（定員29人）

※公募する施設は、小学校区又は日常生活圏域毎の施設の充足状況を勘案するとともに、利用者の安心の確保と利便性の向上を図るために、以下の小学校区での応募を優遇します（選考する際の評価項目とします）。

（1）・・・稲野又は鴻池、笹原又は鈴原、花里又は昆陽里、摂陽、有岡、南の各小学校区／

（2）の併設

（2）・・・稲野又は鴻池、伊丹又は摂陽、笹原又は鈴原、神津又は有岡、池尻、花里、南の各小学校区／（1）の併設

※各施設の整備目標年度は原則として、令和9年度から令和10年度とし、令和10年度末までに開設すること。

3. 応募資格

- ① 応募主体は法人であること。ただし、看護小規模多機能型居宅介護は、病床を有する診療所も可能。
- ② 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（小規模特別養護老人ホーム）を応募する場合は、社会福祉法人格を有していること（取得見込も可）。
- ③ 介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の2第4項各号及び第115条の12第2項各号のいずれの規定にも該当しないこと。
- ④ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- ⑤ 伊丹市暴力団排除条例に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団密接関係者でないこと。
- ⑥ 公租公課の未納がない法人であること。
- ⑦ 応募事業者（法人）が自ら開設し、指定を受けるものであること。
- ⑧ 整備予定地について下記の要件を充足すること。

ア 原則として公募申込後の整備予定地の変更は認めません。

イ 整備用地（建物）については、事業の継続性（利用者への援助の継続性）が十分確保されるものでなければならず、応募法人が自ら所有する等により確保することを条件とします。また、賃貸借物件を利用して実施する場合は、土地・建物ともに長期間（原則として30年以上）にわたり、賃貸借契約が可能なものであることを必要とします。

4. 指定候補事業者選定方法

（1）選考方法

- ① 事業者の選定に際し、伊丹市地域密着型サービス指定候補事業者選考委員会により書類審査及びプレゼンテーションに対するヒアリング審査を行います。審査は、（2）の審査基準に照らして行います。その後、伊丹市地域密着型サービス運営委員会での意見を踏まえた上で、指定候補事業者を決定します。
- ② プレゼンテーションの実施日・場所や時間等詳細については、応募後に事務局から通知します。
- ③ 審査の結果、指定候補事業者の「該当なし」とする場合があります。

（2）審査基準

- ① 基本的審査判定項目と着目点及び配点

ア 基本理念（配点：5点）

法人の基本理念や事業所運営の基本方針（案）等が本市の高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第9期）の基本理念等に合致しているか。

イ 識見・熱意等（配点：20点）

関係法令や地域密着型サービスの意義等を十分に認識・遵守するとともに、事業に対する熱意が感じられるか。

ウ 整備区域（配点：20点）

整備予定地周辺の環境・周辺地域の了解を得ているか。

「2. 公募する施設種別・施設数／併設施設等」に記載の地区（小学校区）での整備計画を優遇します。

エ 各機関との連携（配点：20点）

近隣住民（地域団体）や医療機関、各地域包括支援センター等との連携が十分に行えるか。

オ 施設整備・事業運営（配点：75点）

施設設計計画や事業計画等が、「5. 整備条件」に従ったものであり、利用者等にとって良好なものとなっているか。

カ 資金計画等（配点：20点）

資金計画や収支見込等が妥当なものであり、安定した経営が期待できるか及び現在の事業者の経営状況等は良好か。

キ 中重度者等への対応（配点：20点）

中重度認定者や医療的ケアを必要とする利用者に対する積極的な対応が期待できるか。

ク 併設（配点：10点）

他の種別を併設しているか。

② 合格基準点は全配点の6割とします。合格基準点に満たない場合は失格となります。

③ 以下の項目に該当する場合は、減点対象になります。

ア 過去5年間に本市の公募において、選定後に指定候補事業者を辞退した、または取り消されたことがある（減点：20点）

イ 市の募集整備定員を満たしていない（減点数は不足分の割合により異なる）

ウ 過去5年間に、法人が運営する他の事業所で処分を受けていた場合も減点の対象になります。減点数は、処分内容によって異なります。

5. 整備条件

① 下記の基準等に従ってください。

ア 伊丹市介護保険条例（平成12年伊丹市条例第4号）

イ 伊丹市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年伊丹市条例第5号）

ウ 伊丹市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成25年伊丹市条例第6号）

エ 指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について（平成18年3月31日老計発第0331004号、老振発第0331004号、老老発第0331017号）

オ 指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年3月14日厚生労働省告示第126号）

カ 指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年3月14日厚生労働省告示第128号）

キ 指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年3月31日老計発第0331005号、老振発第0331005号、老老発第0331018号）

ク 伊丹市暴力団排除条例（平成24年伊丹市条例第4号）

② 上記に掲げる基準以外の必要とされる以下の関係法令等に従ってください。

ア 老人福祉法（昭和38年法律第133号）

イ 社会福祉法（昭和26年法律第45号）

ウ 介護保険法（平成9年法律第123号）

エ 都市計画法（昭和43年法律第100号）

オ 建築基準法（昭和25年法律第210号）

カ その他関係法令

③ 食費、居住費、理美容代等、料金の設定については、可能な限り利用者の負担を軽減する方針で設定してください。

④ 社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業を行ってください。

- ⑤ 防火防災対策及びこれに係る設備設置については、所管消防署と協議しその指示に従ってください。スプリンクラー（簡易のものを含む）については、消防法等関係法令で必要とされない場合であっても、その設置に努めるようお願いします。
- ⑥ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（小規模特別養護老人ホーム）に係る条件は下記のとおりとします。
- ア 個室・ユニット形式であること
- イ 居室はいずれかのユニットに属し、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること
- ウ 一つのユニットの入所者が浴室等に移動する際、他のユニットを通過しないで移動できること
- エ 1ユニットの定員は10人以下とすること
- オ 本体施設のあるサテライト型居住施設の整備を計画した場合、本体施設は本市内又は隣接市にあり、通常の交通手段を利用しておおむね20分以内で移動できること
- カ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（小規模特別養護老人ホーム）は市町による指定以外に、老人福祉法の規定により都道府県知事の認可が必要なため、事業者において兵庫県の認可基準等を満たしているかを確認すること

6. 公募選考等日程 ※上記日程は予定であり、変更することがあります。

期 間	内 容
令和8年8月5日（水）から令和8年9月30日（水）	市ホームページ掲載、公募要領等配布
令和8年8月号	市広報誌掲載
令和8年8月5日（水）から令和8年8月17日（月）	公募に係る質問提出期限
令和8年8月26日（水）から令和8年9月30日（水）	応募受付
令和8年10月下旬から11月中旬	【審査①】 伊丹市地域密着型サービス指定候補事業者選考委員会による書類審査・プレゼンテーション・ヒアリング
令和8年12月頃	【審査②】 伊丹市地域密着型サービス運営委員会からの意見聴取
令和9年1月頃	指定候補事業者決定・結果通知

7. 質問受付・回答

①受付期間 8月5日（水） ～ 8月17日（月）

②提出方法 質問票（様式第6号）を電子メールにより提出してください。

※件名を「（法人名）令和8年度伊丹市地域密着型サービス事業者公募に係る質問」として
てください。

※電話及び口頭による質問は受付しません。

③提出先 Email： kaigohoken@city.itami.lg.jp

④回答 受付期間終了後、市ホームページへ掲載します。

8. 応募方法

本公募に申込を希望する事業者は、下記のことを厳守して提出してください。

なお、提出書類は理由の如何を問わず返却しません。

① 受付期間 令和8年8月26日（水）から 令和8年9月30日（水）

受付時間 10時00分から12時00分または13時00分から17時00分まで

※上記期間の内、市役所開庁日に限る

② 受付・公募要領等配布場所

ア 担当部署 伊丹市 健康福祉部 地域福祉室 介護保険課（市役所1階）

イ 電話番号 072-784-8037

ウ その他 公募要領等は市ホームページ（介護保険課のページ）からダウンロードが可能

※申請の際は、来庁日時を必ず電話で予約の上、関係書類を添えて上記窓口にお越しください。郵送、FAX又はメール等による応募は受付できません。また、受付期間を経過した場合は、理由の如何を問わず一切受理しません。受付期間内に、応募資料が全て整わない場合や本市から別に期間を定めて行う応募資料の補正や追加に応じられない場合には、応募を辞退したものとみなします。

③ 応募申込の提出書類一覧

資料 番号	項 目	提出書類	備 考
1	応募申込書	所定の様式	様式第1号

2	整備計画書	所定の様式	様式第2号
3	実施予定事業の定員 ・従業者等の計画	所定の様式	様式第3号
4	資金計画補足資料	①預金残高証明書 ②（借入金がある場合）担保明細・融資証明書 等借入金があることが分かる書類及び借入金返済計画書（元金・利率・金融機関名） ③（寄付金・出資金がある場合）事実が確認できる書類	任意様式
5	事業予定の土地・建物に関する権利関係が確認できる書類	①申込前3ヶ月以内に発行された土地・建物登記事項証明書の写し ②購入契約書若しくは借地・借家契約書の写し	任意様式
6	基本計画図面	①位置図 ②施設配置図 ③各階平面図 ④立面図 ⑤用地（建物）の現状写真等	任意様式
7	施行計画	工事から開設までの日程表	任意様式
8	誓約書	所定の様式	様式第4号
	暴力団排除に関する誓約書	所定の様式	様式第5号
9	定款又は寄付行為	最新のもの（写しの場合は原本証明必要）	任意様式
10	法人登記簿謄本	申込前3ヶ月以内に発行されたもの	任意様式
11	印鑑証明書	申込前3ヶ月以内に発行されたもの	任意様式
12	事業者の概要	①事業経歴・実績 ②事業者の基本的事項・代表者の経歴 ③事業者の概要（パンフレット可） ④現在運営している施設又は事業に関する資料	任意様式

13	決算書等	①直近3年間の決算書類 ②法人の納税証明書（滞納のない証明） ・国税（法人税、消費税及び地方消費税）の納税証明については、税務署様式その3の3により提出すること ・市町村民税（法人市民税）については、本社がある市町村で証明を受け、直近1年分を提出すること ③代表者の納税証明書（滞納のない証明） ・市・県民税並びに固定資産・都市計画税（不動産を所有している場合）	任意様式
14	市内の他の事業所に係る過去の監査、指導、改善内容が分かる書類（※該当する場合のみ提出）	法人が運営する市内事業所に係る介護保険法に基づく監査、運営指導の実施通知（直近5か年分のうち改善報告を求められたものに限る。）及び改善報告書	任意様式
15	全事業所に係る過去の処分が分かる書類（※該当する場合のみ提出）	法人が運営する全事業所に係る介護保険法に基づく監査の実施通知、介護保険事業者の指定の取消し又は効力の停止、改善命令、改善勧告の通知及び改善報告書（直近5か年分）	任意様式
16	補助金申請に係る申請書	所定の様式	様式第8号

※上記の他、市が必要とする書類の提出を求めています。

④ 提出書類の体裁

提出書類は、下記の要領でフラットファイルに綴じること

ア 全体の目次をつける。

イ 資料番号（提出書類一覧等に記載されている番号）毎に白紙の表紙を付け、表紙ごとにインデックスをつける。

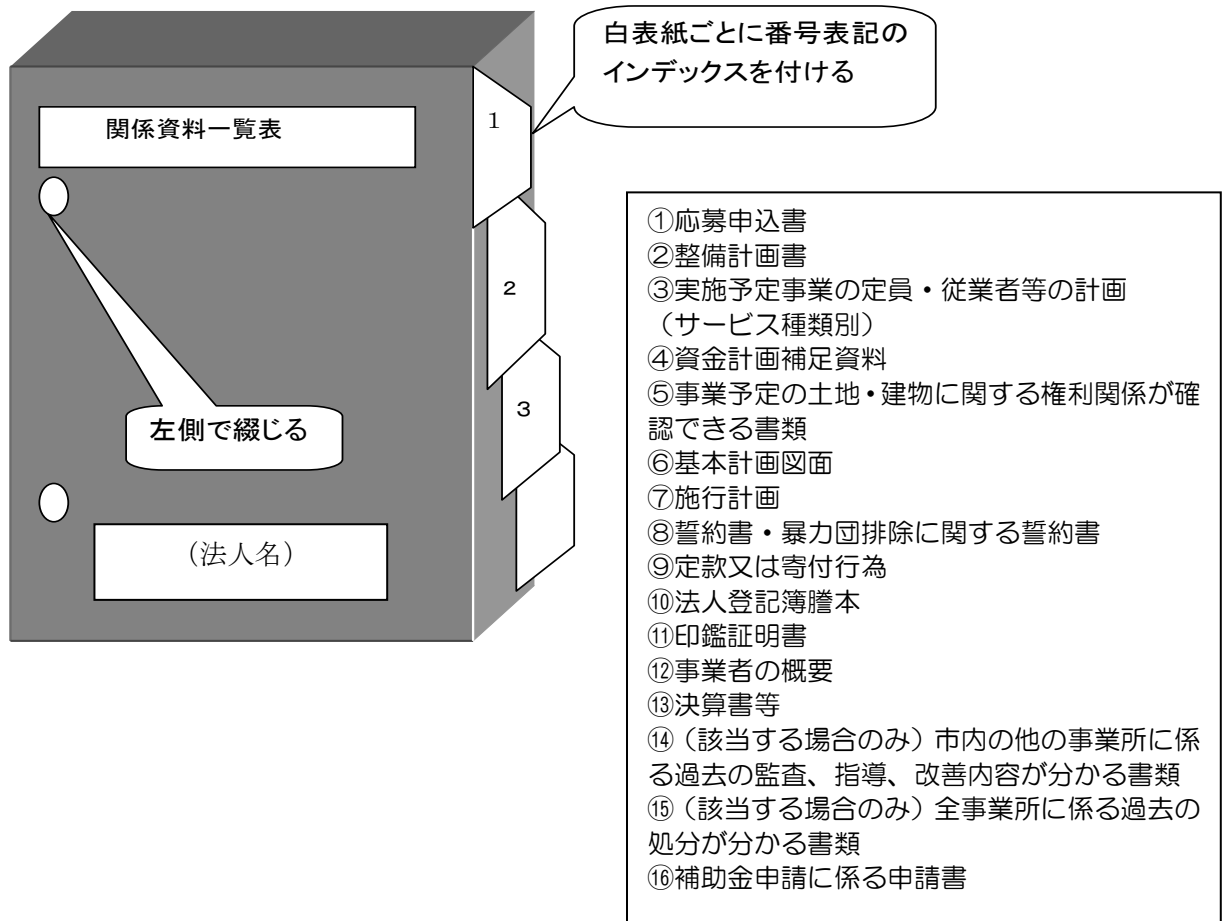
ウ 資料を綴じる順番は、資料番号の順番とする。

エ 左側で綴じる。

オ 資料はA4サイズとし、図面等がA3サイズとなる場合は折りたたむ。またA4サイズより小さくなる場合は、拡大コピーを行うか台紙等に貼り付ける。

カ 紙資源節約の見地から、見にくくない程度に、両面コピー等のご協力をお願いします。

キ 表紙には法人名を記入し、原本を綴じているものには、【原本分】と記入する。



⑤ 応募申込書等の必要部数

原本記載分1部 写し8部（1部ごとにフラットファイルに綴じること）

9. 選考結果の結果通知

選考委員会等による審査後、選考結果の如何を問わず、文書により通知します。本通知までの間においては、いかなる問い合わせにも応じません。

10. 失格事項

次のいずれかに該当した場合は失格とします。

① 提出書類に虚偽の記載をした場合

- ② 審査の公平性を害する行為があった場合
- ③ 本要領及び伊丹市が指示した事項に違反した場合
- ④ その他不正行為があった場合

11. 注意事項

- ① 指定候補事業者として選定された場合であっても、指定を確定したものではありません。
指定基準等に該当しない場合等は、指定を行いません。また、提案された事業について、市と協議のうえ変更していただく場合があります。
- ② 公募資料等については、審査・選考終了後も返却しません。
- ③ 他の応募法人等の整備計画の内容に関する問い合わせについては、直接又は間接の如何を問わず、一切応じません。
- ④ 今回提出された一切の公募資料作成に係る費用は、応募法人等の負担とします。
- ⑤ 本整備計画における用地（建物）権利者又は地域住民等との間の確約書等に基づき生じた損害賠償請求権等については、応募法人等の責任に帰する事項であり、本市はその責任を負いません。また、求償権等の行使についても同様です。
- ⑥ 国会議員又は地方公共団体の議会の議員もしくは伊丹市職員である者又はこれらの職にあった者やこれらの関係者を通じて不当な圧力がかった場合には、応募資格を喪失したものとします。
- ⑦ 審査・選考の結果については、本市及び伊丹市地域密着型サービス運営委員会は一切の異議申し立てには応じません。
- ⑧ 提出された応募書類については、伊丹市地域密着型サービス指定候補事業者選考委員会による審査の他、伊丹市地域密着型サービス運営委員会からの意見聴取を行う際にも使用致します。

12. その他

- ① 応募の概況及び決定した指定候補事業者名等は、市ホームページ等で公表します。
- ② 応募後、選定までの間に応募を辞退される場合は、辞退届（様式第7号）を本市に提出するとともに、本市の指示に従ってください。
- ③ 選定後に辞退した場合や整備年次の延期等については、本市の介護保険事業計画に基づく基盤整備の進捗に大きな影響を及ぼすことから、応募に際しては、計画の実現性等について、法人内で慎重に検討してください。

- ④ 指定候補事業者として選定後、施設の整備内容の確定はもとより、事業開始の時期が確定となった後、市法人監査課に指定申請の手続きが必要です。

指定申請の際の内容は、公募申請の内容と変更がないことを原則とします。そのため、公募申請時点の内容から変更せざるを得ない事情が発生した場合は、速やかに市に報告し、協議してください。

1 3. 施設整備等に対する補助金

本公募により選定された事業者については、兵庫県の地域介護拠点整備補助事業に基づく「伊丹市地域介護拠点整備補助金」の交付対象者の要件を満たすものとし、補助金の利用を希望される場合は、施設の整備費及び施設開設準備経費の補助を予定しております。補助金の基準額や内容については次のとおりです。

●施設整備補助基準額及び対象経費

施設種別等	基準額（千円）		対象経費概要
小規模多機能型居宅介護事業所	41,500	施設数	【工事費】 地域密着型サービス施設等の整備に必要な工事費または工事請負費（工事請負費と同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含み、補助事業の対象外となる費用を除く。） 【工事事務費】 工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費・消耗品費・通信運搬費・印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は工事費または工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。
看護小規模多機能型居宅介護事業所	41,500	施設数	
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	5,530	整備床数	

●施設開設準備経費基準額及び対象経費

施設種別等	基準額（千円）		対象経費概要
小規模多機能型居宅介護事業所	1,036	定員数 (宿泊定員数)	対象となる事業者は、新たに老人福祉法の認可又は介護保険法の指定（許可）を受ける施設（既存施設内に施設内保育施設を整備する場合を除く。）を運営する法人（増築・増改築については、定員増分のみ対象）施設等の開設前に必要な次の経費 ・開設前6ヶ月間の看護、介護職員を訓練等のために雇用する経費 ・開設のための普及啓発（地域住民への説明会等の開催、利用希望者等への施設概要の説明）に要する経費 ・職員の募集に要する経費 ・開設に当たっての周知、広報に要する経費 ・開設準備事務（会計処理、労務管理、開設届出書類等の作成）に要する経費 ・その他開設の準備に必要な経費
看護小規模多機能型居宅介護事業所	1,036	定員数 (宿泊定員数)	
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	1,036	定員数	

※補助対象事業となった場合の注意事項

- ① 補助金を希望される場合、建設工事請負業者の入札、各種契約等の事業着手は本市の補助内示後に行ってください。本市の補助内示前に事業着手した場合は、補助対象外となります。
- ② 兵庫県により本市の整備計画が採択されることが前提となることから、兵庫県で採択されない場合は、補助金の交付はありません。また、今後の国・県の動向や予算措置等の関係で補助金の交付に影響する場合がありますので、ご注意ください。

③ 兵庫県の補助事業の対象となる工事は、建物工事の着工から完成までの間に数回兵庫県の検査を受けていただく必要がありますので、入札等の際には建設工事請負業者にも事前に説明をしてください。

④ 補助基準額については、令和8年度（現時点）の金額を示したものです。この補助金の財源は国の「地域医療介護総合確保基金」による県補助事業で、市を経由して県の定める補助単価と同額を事業者へ交付します。補助単価は国・県の予算の状況により、要綱等が改正され、金額に変更が生じる場合があります。

⑤ 補助金は国・県・および市において、予算が成立することを前提としていることから、予算が不成立の場合、補助金は交付されません。また、県より補助金交付決定が受けられない場合は、市においても事業者に補助金を交付することはできませんので、ご了承ください。

伊丹市 健康福祉部 地域福祉室 介護保険課

〒664-8503 兵庫県伊丹市千僧1-1

TEL:072-784-8037 FAX: 072-784-8006

E-mail: kaigohoken@city.itami.lg.jp